

[資料紹介] 資本剰余金と創業利得：岡部教授と内川講師の論争によせて

その他のタイトル	[Material] Capital Surplus and Profit Arising Prior to Incorporation
著者	河合 信雄
雑誌名	関西大学商學論集
巻	3
号	6
ページ	567-583
発行年	1959-02-28
URL	http://hdl.handle.net/10112/00021780

資本剰余金と創業利得

— 岡部教授と内川講師の論争によせて —

河 合 信 雄

会計学上資本と利益を区別するとき、資本剰余金という項目はそのボーダー・ラインに位するものであるが、今日ではその性質を資本とするのが通説（多数説）である。しかし、わが国では少数説ではあるが、この資本剰余金を資本とする持分均衡説に反対して、それを利益とする創業利得説が根強く主張されている。そして、いままで創業利得説にたいしては、一般の学者からはその成立の根拠にわたってまで丁寧な吟味し、批判されるという事はなかった。ところが、岡部教授の「会計上の資本と利益」⁽¹⁾という最近の論文では、このような意味で、はじ

めて創業利得説に理論的批判が加えられることになった。そして、この教授の批判については、創業利得説をとめる論者の側からも、早速内川講師によって疑問がよせられ、その疑問に自答する仕方でも反論が提出されている。⁽²⁾

本稿は、この論争を紹介し、両教授の主張を対比することによって、そこにおける問題の所在を明らかにしたいと思う。ところで右の両教授の論稿は、その考察が周到であり、論理の組立てが緻密であるので、両教授の積極的な論旨については、もはや付け加えるべきものはないと思われるのであるが、他説を批判される部分については、多少の行き違いや疑問の残る問題が若干ではあるがなお存在するように思われるので、以下にそ

これらの諸点を一、二指摘することによって、両教授の御高教を仰ぎたいと思う次第である。

(1) 岡部利良「会計学上の資本と利益」——両者の区別の仕方についての一論——会計昭和三年一月—四月号。

(2) 内川菊義「株式プレミアムと創業利得」——岡部教授の創業利得説批判によせて——会計昭和三年八月号。

二

岡部教授の一連の論文は、創業利得説の批判のみを本来の目的としたものではない。その本旨は、会計上の資本と利益を区別する仕方について、従来一般に行われているまず利益(利益剰余金)の範囲(概念)を規定し、その残余をもって資本剰余金とする方法では、資本そのものの概念がけって十分明確にされていないとして、この場合に資本、ことに資本剰余金の範囲を規定する方法による独自の主張を展開されるところにある(岡部前掲論文一月号、二月号および三月号)。そして教授の創業利得説批判もまたこの独自の資本概念より生まれる(同四月号)。そして、そこにおける教授の立場は、創業利得説による論者たちと同様に——資本剰余金にかんする理解の仕方(ことにその成立の根拠にかんするものとして、いわゆる持分均衡説の

ごとき考え方)にはむしろ批判的な見解をとるものとされながら、額面超過金、無額面株の払込剰余金、合併差益などが資本たるか利益たるかという点にかんするかぎり、通説におけるごとくこれを資本(ことに資本剰余金)とみることは妥当とすべきであるとして、結論的にはこのような見解に加担せざるをえないとされる。⁽³⁾

そこで、教授の創業利得説批判を紹介するにあたっては、この通説とも、創業利得説とも違う独自の資本概念の規定の仕方から説明する必要があると思われる。教授の資本概念が生まれている根拠は、教授の株式会社にかんする理解の仕方(とくにそこにおける株式の所有権の解釈)、に關係するものである。以下この点を要約すれば次のごとくである。⁽⁴⁾

株式会社は、法律的には一般的に法人格を与えられていることから、出資者たる株主とは独自の存在をなすものとされている。また会計学上でも、通説は企業ひいて株式会社をいわゆる企業実体なる概念をもって捉え、出資者とは別個の、それ自体権利をもつ独立的なものとしている。しかし、教授によれば、株式会社は、元來出資者としての株主から成る一種の団体(資本団体)である。そしてこの場合経済的(実質的)にみるなら

ば、株主をもって会社ひいて会社財産（とくに自己資本部分に該当する純財産）の所有者とみることをなら妨げるものではないとされる。そしてまた、なるほど株式会社は法律的にはすでに一個の人格をもつことからいえば、もちろん所有の対象とはなりえないものである。それにもかかわらず、他方ではまたげんにしばしば株式は会社企業的所有者であるといわれているが、じつはこの経済的な意味におけるものとして考えられているものに外ならないともいわれる（この部分については、田中耕太郎、株式会社法序説、田中編、株式会社法講座、第一巻、西原寛一、株式会社の社団法人性（同上）、同氏、商法学、一四一頁等、参照の注記がある）。また、企業、ことに株式会社企業（そのもとにある財産・資本）については、法律的所有権にたいし、一部には資本提供者たちの所有権の資本的作用（利用）に着目して経済的的所有権なるものが問題とされていることも、ここに考えられてよいとされる。この場合株主の立場からすれば、会社は、彼らの貨幣（貨幣資本の所有権を資本的に利用し、すなわち利益獲得のために行使する特定の機構をなすものである）といってもよいといわれる（この点については、我妻榮、資本主義生産組織における所有権的作用——資本主義と私

資本剰余金と創業利得（河合）

法の研究への一寄与としてのカルネルの所論——同氏、近代法における債権の優越的地位所収、参照、という注記がなされている）。

そこで、教授は以上のように考えることが許されるならばと前提して、次のように結論される。株式会社企業は一応（ことに法律的には）出資者から独立した存在であるとはいえず、彼ら出資者は、少なくとも経済的にはその所有者たる地位にある者とみてならさしつかえない。それゆえ、資本（財産）についていえば、それは会社の所有するものであるといっても、じつはまた株主の所有に属するものである⁽⁵⁾。また教授は株式会社と株主の関係をこのように把握されることから、株式会社における利益にたいする元本としての資本は、株主の拠出資本（しかもそれを限度とするもの）を意味すると規定される⁽⁶⁾。しかし、この株主の拠出したものであっても、さらに立入った考察のあとでは、減資差益の大部分、合併差益の一部（税法上の評価益）、自己株式売却益、失権株の剰余金、第三者の立場とする株主の私財提供のごときものは、利益であるとして除外される。したがって、教授が資本と利益を区別される場合に、拠出資本が問題となるといっても、それは右の兩者を区別する

一般的な基準として（原則として）株主の拠出したものであるか否かが問われるということである。⁽⁷⁾

そこで、いま教授の場合に、拠出資本としての元本に加えられる資本剰余金の項目は、額面超過金、無額面株の払込剰余金、合併差益（税法上の評価益をのぞく）、および株金額の減少の方法による実質的な減資の場合に生ずる減資差益となる。そして、教授の創業利得説批判においても問題となるのは、じつは剰余金のうち右の諸項目である（と）ところで、これらの諸項目は、教授においても本質的には同様のものとされているので、以下すべて額面超過金、すなわちいわゆる株式プレミアムをもって代表せしめて取扱われる——岡部前掲論文、四月号六四頁）。

- (3) 岡部前掲論文、四月号六二—六三頁。
- (4) 同氏、二月号八八—八九二頁。
- (5) 同九一頁。
- (6) 同九二—九三頁。
- (7) 同九四—九六頁、および同氏、三月号八〇—九三頁。

三

岡部教授の創業利潤説批判において、具体的な問題としてと

りあげられるのは、つぎの二つの論点である。その〔Ⅰ〕は、創業利得説にいう株式プレミアムの処分の可能性の当否であり、その〔Ⅱ〕は、株式プレミアムにたいする所有と支配の問題である。そして、〔Ⅰ〕にかんする教授の問題のとりあげ方はつぎのごとくである。⁽⁸⁾

創業利得説によれば、株式プレミアムを資本ではなく一種の利益と主張するについては、株式会社にかんする理解の仕方、ことに株主には本質的に二種のもの（支配株主と従属株主）が存在することが主要な論拠とされる。そこで、元来株式プレミアムなるものは——それが会社に払込まれるとともに——従属株主の手から離れて支配株主（ないし彼らの支配する会社自体）に帰属し、あるいは彼らの所有するものになるというのである。そして、教授の創業利得説の理解によれば、このプレミアムなるものが支配株主が取得することにより、彼らの所有に属するものとなるということは、じつはこのプレミアムは彼ら支配株主が自由に処分しうるものであるということである。そこで、教授は当の株式プレミアムは、はたして処分可能なものであるか、その当否について吟味される。

この場合、教授によれば、創業利得説による論者たちは、株

式プレミアム（株式発行の際の株価マイナスイナス資本金）と創業利得（株式発行の株価マイナスイナス所要機能資本）を同義のものとして解しているので、株式プレミアムが処分可能のものとなるということができ(9)。しかし教授によれば、右の二者が同義であるのは設立当初の株式会社については妥当だが、増資の場合には必ずしも妥当しないとされる。そして、創業利得説で問題としているのはもっぱら創立当初の会社であり、したがって、資本金のみしか存在しないようなきわめて単純な場合を前提としているとされる。しかし、株式会社として一般に存在するもの、すなわち営業中に自己資本のうち幾ばくかの剰余金をもち、あるいは他人資本にも相当依存しているような、かかる資本構成の会社についてみれば、右にいう株式プレミアムと創業利得は同義ではなく、このような場合には単純に処分の可能性のいかんを決定できないとされる。またむしろこの増資についていえば、創業利得の発生しない場合にも株式プレミアムが生ま(10)れることがあるとし、このような際には、その株式プレミアムは処分可能のものではないとされる。そして、株式プレミアムが処分できない場合の一例として次の仮設例を示して説明されている。この例示については、のちに内川講師によつては、

資本剰余金と創業利得（河合）

かえって教授に反論を提出する手掛りとされていることは、後述のごとくである。そこで立入った考察は後にゆづり、ここでは簡単に紹介しておくこととする。(11)

いまここに、資本金として自己資本のみで、その内訳は資本金一〇〇万円、剰余金一〇〇万円、計二〇〇万円の会社があるとし、この場合株式の額面は五〇円、配当は（可能な限度のものとして——この限定はのちに内川講師の批判に関連して、われわれにとつて重要な問題となる）一割五分を行い、他方一般利子率は（危険プレミアムをふくめて）七分五厘とする。そうすれば、株価は一〇〇円として成立するであろう。そしてこのような配当の持続性を前提して、会社がさらに倍額増資を行うとすれば、資本金一〇〇万円、ほかにプレミアム一〇〇万円を取得することが可能となる。しかし、この場合、右のプレミアムはいったい処分可能なものであるか。右の事実を基礎として考えるかぎり、じつはこの会社がひきつづき配当一割五分を継続するには、このプレミアム一〇〇万円をふくむ二〇〇万円全部を投資しなければならぬはずであり、そうだとすると、教授にしがえれば、この場合この会社には自由に処分の可能なプレミアムは存在しないということになる。

五九

資本剰余金と創業利得（河合）

さらに教授によれば、処分の可能性のいかんを資本金についてみれば、じつはこれも必ずしも処分不可能のものではないとされる。このことは、額面株の場合にもいわれることであるが、無額面株の場合を額面株の場合と比較してみると、一そう容易に考えられるはずであるとして、歴史的な事実や現行のアメリカにおける無額面株についての立法例をあげられている⁽¹²⁾（その外、この処分可能性にかんして、営業上の利益についてもふれられているが、ここには省略する⁽¹³⁾）。

絛上の諸点の分析から、教授によれば処分の可能性のいかんを基準として当の資本と利益の区別を考えようとするならば、このような考え方自体にすでに問題があるということになり、したがってまた、株式プレミアムの場合、処分の可能性を根拠としてその利得たることを説明しようとするとき考え方は——少なくとも一般的な立論としては——とり難いものである⁽¹⁴⁾とされる。

(8) 岡部前掲論文、四月号六三—六九頁。

(9) 同六四頁。

(10) 同七〇—七一頁。

(11) 同七一—七二頁。

(12) (13) (14) 同七三頁。

四

右の行論の結果、岡部教授は企業におけるある価値の増加が利益たるか資本たるかを明らかにするには、その成立の根拠（価値の増加）にさかのぼってみななければならないであろうとして、二、三の論点を付言されている⁽¹⁵⁾。

ここで問題となることの一つは、一部の論者たちによって、株式プレミアムは、支配株主（ないし会社）による超過利潤（またはたんに利潤）の前取りを意味するものであるということから、利得をなすものと考えられていることについてである。この点については、教授はこのような論理からすれば、資本自体も配当に該当する利潤（ないし利子）の前取りともみられないこととはないとされる。そこで、そうすれば、さしあたり株主の抛出したものについてみるかぎり、論者たちによって問題とされている当の資本と利益を区別する必要もなく、ひいてはプレミアムのみを利得とする根拠も失われるに到ってしまうだろうとされる。またつぎに、株式プレミアムの利得たる性質は、その取得者の相違によってなら異なるものでないという創業利得説の見解について、教授はプレミアムの取得者が発

起人ないし銀行等（株式の原始取得者）であるか、あるいは当該株式の発行会社自身であるかによって、それが利得であるか否かは当然異なってくるはずであると反対される。その論拠は、発行会社が取得するプレミアムは、この場合の取得者（会社）と抛出者（株主）のあいだには（間接的・潜在的なものであるにせよ）依然として所有関係が保持されていること、——さらにもこのことから、資本金等とともに株主のものになるということにある。このような論理は、既述の教授の資本概念からは当然の帰結であろう。

岡部教授の創業利得説にたいする具体的な批判の第〔Ⅱ〕の問題点は株式プレミアムにたいする支配と所有の問題である。すでにみたように、創業利得説による論者たちは、とくにプレミアムのみについて、要するに支配株主によって収奪・取得されるものであるというのである。しかし、繰返し説明したところによっても明らかのように、教授においては、プレミアムだからといって、このように彼ら支配株主に帰するものとみることできないことになる。そこで教授によれば、この場合プレミアムが株主にとって問題となるのは、帰するところ、右にいう、彼らにいう所有ということではなく——支配ということと解す

資本剰余金と創業利得（河合）

ることを妥当としなければならぬであろうといわれる。このようにして、教授においては、支配するということと、所有するということとは同一のことではではない。このことはプレミアムの場合にもいうまでもないことであるという結論が生まれる。¹⁶⁾

また、もし株式プレミアムが、支配株主によって収奪（所有）されるものであるというならば、じつはこれと同様のことはさらに資本金自体についてもいわれなければならないことになる（このことについては、この資本金も少なくとも企業の存続中は支配株主の支配のもとにおかれているばかりでなく、利潤の前取りという意味では資本金においても変りはないという先の指摘がある）。さらに、プレミアムに限定してみても、それが支配株主の所有に属するならば、それからえられる利潤もすべて彼らが独占しうるはずである。しかし、教授によれば、実際にはこのプレミアムも（そのすべてでないにせよ）多くの場合資本として投下され、しかもそれからえられる利潤は、——たとえ利子に該当するものであるにせよ株主一般（ひいては従属株主にも）分配される配当の一源泉としての性質をもつものであるという。¹⁷⁾

以上に説明した諸点から、教授は、プレミアムについて、創

業利得説による論者たちの支配株主が所有するものであるとする解見を排除されるのである。

おわりに、教授においては、絛上のように、会計上の資本と利益の区別の仕方を問題とする場合には、支配株主と従属株主の相違を考える必要がなく株主一般をもって足りるとされているのであるが、しかし株式会社を問題とする場合、株主のあいだにみられる右の二種の株主の相違を考えることが、いつでもまったく意味のないことであるとされているのではない。この相違は、教授においても、むしろ階級的な意味をもつものと考えられているのであり、このことから、利潤の分配その他にかんしてそれぞれ重要な問題が生ずるということは認められている。このことはここに付言しておかなければならないであろう。⁽¹⁸⁾

(15) 岡部前掲論文、四月号七四—七六頁。

(16) 同七六—七八頁。

(17) 同七八—八〇頁。

(18) 同八〇—八一頁。

五

内川講師の論文は、その副題に——岡部教授の創業利得説批

判によせて——とあるとおり、創業利得説の立場から教授の既述の批判に答えることを目的としたものである。講師の論文の構成は、まず先にあげた教授が自己の論証の裏付けとされている例示を手掛りとして、その事例における教授の不備につき、さらに進んで教授が処分可能性が当嵌まらないとされる、企業に剰余金(ないし他人資本)のある場合の株式プレミアムについても、創業利得説が妥当するとの解明を加え、その上にたつて、創業利得の規定そのものについても、さらに新しい展開を試みようとするものである。

講師の提出される批判点の第(一)は、株式プレミアムの性格を吟味する場合には単に一般利子率と配当率を考慮に入れるだけでは不充分で、さらに利潤率をも考慮に入れる必要があるのではなからうかということである。というのは、講師によれば、教授のさきの仮設例では、資本金一〇〇万円、剰余金一〇〇万円、計二〇〇万円の会社があると、単に額面にたいする一割五分の配当率と、七分五厘の一般利子率を想定されるだけで(正確にいえば利潤率の明示がなくて——河合)、一般利子率に見合う額面総額(資本金)一〇〇万円と、利子率を超過する配当にたいする株式プレミアム一〇〇万円が得られるとき

れ、このプレミアム部分についての処分の可能性が問題とされている。けれども、講師はこの例示の場合、その会社の利潤率のいかんによっては結論が異なってくることがあるとされる。⁽¹⁹⁾そこで講師は、この例示に二、三の異なった利潤率を仮定して、利潤率を考慮した場合に教授の論理が当を得たものとなるか否かを吟味される。⁽²⁰⁾

すなわちまず、この会社の利潤率が、もし配当の一割五分に等しいとするならば、この会社の総資本二〇〇万円からの利潤総額は三〇万円となる。したがって額面にたいする一割五分の配当金を支払ったとしても、後にはまだ一五万円の利潤が残っている。のみならず倍額増資に際して、資本金一〇〇万円のかにさらに株式プレミアム一〇〇万円が生じたとしてもこの株式プレミアムは、その増資後の配当を一割五分に持続するためにはならぬ所業資本として機能せしめる必要はない。というのは資本金の増資部分一〇〇万円にたいする一割五分の配当を実施するためには、この増資部分から獲得された利潤量一五万円を配当すれば充分であり、株式プレミアム部分一〇〇万円から獲得された利潤量一五万円まで配当する必要は少しも存在しないからである。云云といわれる。

資本剰余金と創業利得（河合）

つぎに、この会社の利潤率が、もしも一般利子率の七分五厘に等しいとするならば、この会社の利潤総額は単に一五万円となるにすぎないから、額面にたいして一割五分の配当を支払うためには、その一五万円の利潤全部を配当のために使用するこゝとが必要になる。したがってこの場合には、増資に際して、たとえ一〇〇万円の株式プレミアムが生じたとしても、その後の配当を等しく一割五分に持続するためには、このプレミアムをふくむ二〇〇万円全部を投資しなければならないことになる。というのはかかる一割五分の配当を継続するには、その資本金全部のみならず株式プレミアム部分をも、ともに所業資本として機能せしめ、それから得られる一五万円の利潤を全部配当にまわす必要があるからである（そのほか、講師はまだ、右の利潤率を一、二変更した場合についての考察もなされているが、ここには省略する）。

以上のような考察の結果、講師によれば、かくして教授のあげておられる右の例示においては、配当率と一般利子率とが一定であるとしても、利潤率がそれぞれ異なっている場合には、その生じた株式プレミアムを、配当維持のための所業資本として機能せしめる必要があるかどうかの結論は、それぞれの場合

資本剰余金と創業利得（河合）

に異なってくることが判明したとされる。

そして、講師は右の事例で、教授の指摘されるごとく株式プレミアム一〇〇万円が処分不可能となる場合は、会社の利潤率が一般利子率の七分五厘に等しいと仮定した場合であるが、この場合については、以下のごとく二点にわたりかさねて考察することが必要であるとされる。⁽²⁾

まず、会社の利潤率が、かくのごとく一般利子率に等しいという場合は、むしろ特殊の場合に起る現象であって、けっして一般的に起る現象ではない。というのは、もしもそれが一般的に起る現象であるならば、その会社の資本は、これをわざわざ産業資本として機能される意味がなくなり、むしろこれを貨幣資本としてのみ機能させればよいことになるからであると指摘される。さらに、この場合、右の事情をあえて問わず、しかも利潤率と利子率の差異を無視したとしても、なおこの会社の獲得した利潤一五万円は、その全部が配当として株主に分配されているのであるから、この利潤の分配をめぐって、株主が機能資本家と貨幣資本家との二つのグループに分裂するという現象は、この場合には存在しない。したがってこの会社の株主は、その全員がもっぱら産業資本家としての単一の種類の株主のみ

六四

によって構成されていると解釈することができるとされる。ところで講師は、この場合の株式会社だが、もし右のごとく、単一種類の株主のみによって構成されていると解釈されることになると、それは会社の獲得する利潤の分配をめぐって、単一部分しか受けとらない貨幣資本家としての従属株主と、その配当金の残りの部分と企業家利得の全部を受け取ることで、産業資本家（機能資本家）としての支配株主とが、現在の株式会社においては存在するということを前提とする創業利得説とは、その対象である株式会社をまったく異にする結果になるとされる。したがってこの場合には、例示における教授の結論がそのまま妥当するとしても、それはなんら創業利得そのものを批判したことにはならないと考えられるといわれる。

また講師は、教授によれば、設立当初の単に資本金のみが存在しない単純な株式会社と、資本金と剰余金（および他人資本）とが、ともに存在する一般的な株式会社とを比較されることによって、創業利得説は、後者の場合には妥当しないと主張されているけれども、しかしもしも会社の利潤率が一般利子率を超えし、しかもその利潤率に等しい（あるいはそれ以下の）配当が実施されている場合を考察するならば、後者の剰余金が

存在する一般的な株式会社においても、この創業利得説はかならず妥当するものであると批判される。⁽²²⁾

(19) 内川前掲論文、七七―七八頁。

(20) 同七八―八〇頁。

(21) 同八〇―八一頁。

(22) 同八一―八二頁。

六

内川講師の反論の第〔Ⅱ〕は、敍上の考察により、創業利得説が妥当するか否かの吟味は、岡部教授の述べておられるごとく、資本金のみしか存在しない株式会社が一般的であるか、あるいは剰余金の存在する株式会社が一般的であるかを基準にして行うよりも、むしろそのいずれの株式会社たるを問わず、会社の利潤率は、そのときの一般利子率を超過しているのが一般的であるか、または会社の配当率は、その利潤率を超過しているのが一般的であるかどうかを基準にして吟味する方が、より合理的であるように思われるとされ、⁽²³⁾この点を考慮に入れつつ、創業利得説の立場から、この剰余金の存在する株式会社についての積極的な見解を示される。

創業利得説による講師の見解によれば、株式会社における株

資本剰余金と創業利得 (河合)

主には、本質的に相違する二種の株主(支配株主と従属株主)が存在することが重大な問題である。そこで、株式会社の純資産についての所有権も、そのうち資本金部分のみが経済的意味において全株主の所有に帰し、剰余金部分はただ単に機能資本家としての支配株主の所有に帰すると解されている。したがってこの創業利得説によるときは、後者の剰余金部分は、支配株主が自ら所有している資本を自ら機能せしめているのであるから、この部分については資本の所有と機能の分離はなんら行われていず、それゆえ、この部分から獲得される利潤は、そのすべてが直接すなわち利子と企業家利得に分離することなく)彼に所属することになる。ところが資本金部分すなわち株式額面については、従属株主(ないし株主一般)の所有する資本を、それとは別個の支配株主が機能せしめているのであるから、この部分については、資本の所有と機能とは完全に分離しており、したがってそれから獲得される利潤は、その所有にたいする報償としての利子に相当する配当金と、その機能にたいする報酬としての企業家利得に分割され、前者は従属株主に後者は支配株主にそれぞれ帰属するといわれる。そして、株式プレミアムとは、右のような支配株主の所得となるはずの企業家利得

資本剰余金と創業利得（河合）

ないし剰余金からの利潤を、増資に応募する従属株主たる新出資者に譲り渡す代償として、従属株主が支配株主に支払う超過金（創業利得）であるとされる。⁽²⁴⁾

ところで先の例示において、利潤率を一割五分とした場合の株式プレミアムは、講師によれば、右のうち、企業家利得をゆずる代償として従属株主の支払うものである。しかも、この場合株式プレミアムは処分可能なものとなったから、支配株主はこの創業利得を個人所得として、現金の形態で一時に獲得することもできれば、またそれに相当する株式を発行して、株式の形態で所有することもできる。そして資本の蓄積が要請される場合には、これを直接会社の「所要機能資本」として機能せしめることもできる。なお、この「所要機能資本」としての形態にある創業利得が、会計学上株式プレミアムと呼ばれるものであるとされる。それゆえ講師によれば、このように株式プレミアムが所要機能資本として投下されているといっても、それはまったく支配株主の独自の自由な判断にもとづくものであり、従属株主にとっては、単に将来の利潤の取得権を支配株主から譲り受けた代償として、彼に支払ったものにすぎないから、従属株主はこのプレミアムにたいしては何らの権利も持っていない

いものであるとされる。⁽²⁵⁾

右の場合は、会社の利潤率が一般利子率を超過し、しかもその会社の配当率が、この利潤に等しい場合に生じたところの株式プレミアムを考察したので、この場合には会社の配当率はその最高限が利潤率であるということをはじめから前提としたことになる。いま右の例で支配株主に帰属する剰余金部分から獲得される利潤（あるいは他人資本が存在する場合には、それについて利子を支払った残りの利潤部分）をもあわせて、これを配当のために使用する（配当率が利潤率より高くなる場合）、とすればどうなるであろうか。この点の分析についても、やはり講師は数字をあげて説明されているが、いま結論だけを示すと次のごとくである。⁽²⁶⁾

この場合の株式プレミアムは、一部分は処分可能なものとなり、一部分は処分の不可能なものとなる。そして、（A）後者の処分不可能なものは、会社の利潤率が一般利子率に接近し、また会社の配当率が、この利潤率を超過することの度合が増加すればするほど、ますます増大してくる。したがってかかる事態のもとでは、教授が一方において支配株主と従属株主の相違を強調されながら、しかも株式プレミアムを考察する場合に

は、この両者の相違を無視して単に株主一般として促えておられる見解が、まさに適合してくるとされる。「B」しかしながら、会社の利潤率が一般利子率に等しいという場合は、むしろ例外的であって、一般的にはつねに両者のあいだに一定の間隔が存在する。しかしてかかる間隔の存在するかぎりには、配当率がいかに利潤率を超過しようとも、そこに生じた株式プレミアム的一定部分は、かならず配当のための所要資本から解放されて処分可能のものとなる。しかもこの処分可能性は利潤率と利子率との間隔が大きくなればなるほど増大する。したがって、現在の株式会社において配当率が利潤率を超過する場合はたとえ一般的であるとしても、この株式会社について教授の述べておられる右の指摘が妥当するのは、単にその一部分であって決して全部ではない。「C」そうしてまた、この配当維持のための所要資本から解放されるプレミアムの範囲は、右のほか、資本金部分にくらべて、剰余金（および他人資本）部分の占める割合が大となればなるほど、比例的に増大し、その資本増資額が大となればなるほど比例的に縮小する。

したがって、講師によれば、現在の株式会社におけること、その会社の利潤率が平均利潤というよりも独占利潤を意味

資本剰余金と創業利得（河合）

し（それゆえ一般利子率との間隔もそれだけ大きくなっていくはずである）、しかもその会社の総資本が、資本金部分よりも剰余金（および他人資本）部分の占める割合においてはるかに大である場合には、その生じた株式プレミアムのいかほどが教授のいわれるごとく、配当維持のため所要資本として機能しなければならぬか、また現実に機能しているか、この点については大いに疑問が存在するように思われる、といわれる。⁽²⁷⁾

(23) 内川前掲論文、八二頁。

(24) 同八二―八三頁。

(25) 同八三―八四頁。

(26) 同四―八六頁。

(27) 同八六頁。

七

内川講師は紋上のように、岡部教授によって提出された株式プレミアムの処分可能性の問題について回答されてきたが、さらに創業利得そのものの規定——教授によれば「株式発行の株価総額・擬制資本マイナス所要資本」という理解——についても新しい見解を展開される。これは教授の批判への反論の第[III]点となるものであり、その要点はつぎのごとくである。

六七

資本剰余金と創業利得 (河合)

六八

(A) 従来の創業利得説は、ヒルファーディングの「平均利潤を生む資本と平均利潤を生む資本の差」から生じたところの株式プレミアムのみを問題とされてきたので、ヒルファーディングの規定がそのまま妥当した。しかし、教授の指摘された剰余金の存在する場合におけるプレミアムは、かかる平均利潤と平均利潤との差の存在しない場合においても生ずるものなるが故に、もはや右のヒルファーディングの規定をそのまま採用したのでは、十分に説明することができなくなった。(B) しかしながらこの創業利得の特質は、それが、教授の主張されるごとく、配当維持のための「所要機能資本」から解放されて処分不可能のものとなっている、という点にあるよりも、むしろ支配株主が将来の自己に帰属すべき利潤部分を現在において前取しているという点にあるように考えられる。換言すればこの創業利得の特質は、「擬制資本マイナス所要機能資本」という点にあるのではなくして、「擬制資本マイナス現実資本」という点にあるのではないかと考えられる。と。⁽²⁸⁾

そこで講師は、先の例示において、会社の利潤率を一般利率の七分五厘に等しいものとした場合の株式プレミアム——支配株主が自由に処分することができないで配当維持のための所

要資本として機能せしめねばならないもの——についても、自己の所有下に剰余金部分から獲得された利潤量(七万五千元)の将来のある取得権を配当の形で従属株主に譲り渡したことを基礎にして、従属株主がこの利潤量を平均利率で還元した価格において提供したところの、いわゆる利潤の前払、すなわち支配株主からみれば、利潤の前取——創業利得を表示しているにすぎないとされる。したがってこの株式プレミアム部分は、当然に支配株主の所有に帰するものであって、けっして従属株主の所有あるいは権利に属するものではないとされる。それゆえ、この場合のプレミアムも、それがもしも会社の増資後における利潤率の増加等の原因によって、配当維持のための所要資本から解放されることになると、支配株主はこれを自由に処分することができるし、またそれから獲得される利潤を自己の所有にすることができるのである。と。⁽²⁹⁾

(28) 内川前掲論文、八六一―八七頁。

(29) 同八七―八八頁。

八

会計学上の通説にいう資本剰余金にかんして、創業利得説が

妥当するか否についての岡部教授と内川講師の論争は、紋上のごとき内容のものであった。そこにおいて、両教授が他説批判の具体的な手掛りとされているのは、いずれも株式プレミアムの処分可能性のいかんにあつたとみて一応差支えないであろう。

この処分の可能性のいかんについて、教授が提出された企業に剰余金（ないし他人資本）のある場合における株式プレミアムの問題は、講師も讀えていられるように、もはやヒルファードイングの古典的な規定の準用のみでは解決しえない性質のものである。そこでこの点にかんする教授の指摘は、創業利得説を支持する論者たちにとつても、新しい見解を請求される重大な提案となつた。ところで講師によれば、教授の右の指摘（とくにそこに示された例示）においては、利潤率の考慮がなされていないとして、利潤率を考慮した場合の種々なモデルを詳細に検討して教授への回答とされた。教授の場合の例示は簡単な事例を示されるにすぎなかつたので、講師のこの詳しい事例研究はこの論点の解明について、新しい貢献をもたらすものとして評価されるべきものをもっている。また、教授の例示においては、利潤率の明示がないということは事実である。しかし、

資本剰余金と創業利得（河合）

この場合注意を要することは、先にも指摘しておいたとおり、教授の例示では、配当については「可能な限度のものとして」という限定が付せられていることである。この「可能な限度のものとして」の配当ということの意味するものは、教授においてはおそらく、税金、他人資本利子、重役報酬および内部留保などを考慮に入れた上での発言であろうと思われるので、背後に利潤率（ないし利潤量）の考慮（したがって講師の問題とされる一般には利潤率が利子率より高いということへの考慮）が全然ないとはいへない。切れないのではなからうか（ただし、右の税金その他のうち、内部留保のような配当の源泉にも流用しうるものについては、創業利得説の立場からは、それだけ処分可能な部分が増加することになるので、項目によっては検討を要するものもあるが）。

もしそうだとすれば、教授の株式プレミアムにかんする処分不可能なる指摘は、講師の事例研究によるものよりはひろくなる。いま説明の便利のために数字による一例を示せば次表のごとくである。この場合のごとく、もし配当が「可能な限度のもの」まで行われているとすれば、講師が配当維持のための所要資本から解放される株式プレミアムの範囲は、資本金部分にく

	機能資本			利潤率	総利潤量	税 金 配 当	利率	株価 = $\frac{\text{配当}}{\text{利率}}$	
	資本金	剰余金	他人資本						
現 在	100	100	100	15	45	15	30	7.5	400
増 資	100	株式プレミアムのうち 200		15	45	15	30	7.5	400 (資本金 100 株式プレミアム 300)

〔備考〕 増資による株式プレミアムは、所要機能資本となるもの 200、処分可能となるもの 100に分けられる。

らべて、剰余金（および他人資本）部分の占める割合が大なれば大なるほど、比例的に増大するとされる指摘も

当らなくなり、かえって、現在の総機能資本（剰余金および他人資本を含む投下総資本）と同額までのプレミアムは、所要機能資本として処分不可能となるであろう。しかもこの場合、この現在の総機能資本を超える増資額（プレミアム）については、所要機能資本から解放されるものは、増資額が大となればな

るほど反比例的に縮少するという、講師の指摘とは逆に処分可能となる。このように、この論争における事例研究は、それぞれ前提をかえることによって反対の結論となり、両教授の主張されるところは、いずれもその前提を承認するかぎり妥当な事となる。

それゆえ、株式プレミアムが所分可能か否かを決定するものは、会社に剰余金（ないし他人資本）のあるのが一般的であるか否かできまる——岡部説、また会社の利潤率が利率より高いことが一般的であるかどうかできまる——内川説、といういずれの場合についても、ただそれだけでは決定しえないことになり、利潤総量のうち、税金その他を控除したのちの利率率を超過する配当を行う可能性（これを一応配当余力と名づけておいてよからう）の大小が決定するということになるであろう。

そして両教授の事例研究にもとづく主張は、配当余力の小なるときは教授の主張が妥当し、その大なるときには講師の主張が妥当するといえる。すなわち、企業の取得する株式プレミアムは、配当余力の小なるときは処分不可能の部分が多くなり、その大なるときは処分可能の部分が多くなる。そしてこの大小を分けるポーター・ラインにおいては、処分可能部分と不可能の

部分が同じ程度の大きさにならう。いまこの間の事情（右の配当余力の大小をきめる限界）については、なお一步詳細な検討をへなければ結論を出すにははいいようにも思われるが、しかし、両教授の論争を顧み右の簡単な考察を付け加えた範囲からでも、現実の企業では、株式プレミアムは処分可能の場合もあり、処分不可能の場合もあると結論することは許されると考える。

ところで、この配当余力の大小を問題とすれば、独占資本たる会社については大であり、非独占資本たる会社については小であろうということは、一応想定されうる。そしてこの相違は、当の株式プレミアムについても企業の財務に関係して重大な問題を提供するものである（この点にかんしては別稿に述べようと思う）。しかし、会計実務の上からは、株式プレミアムの処分可能部分と不可能の部分と、右の配当余力と総資本額および増資額の組合せを考えて、その関係から正確に計算して出すことはかなり複雑で困難な計算となるであろう。元來、会計計算は価値計算を基礎として行われなければならないが、完全に価値に一致した計算をすることが可能となるわけではない。それゆえ、そこには近似値的な把握ないし一般的な基準が存在

資本剰余金と創業利得（河合）

すればよいのではあるが、いままでの考察からみれば、（現在の段階では）、処分の可能性のみをもって、株式プレミアムの資本たるか利益たるかの性格を、いずれかに一律にきめることは、一般的な基準としてみても、まだかなり困難なものが残るといわざるを得ない。

そこで、両教授の株式プレミアムが資本たるか利益たるかの争で決定的に見解のわかれるところをみると、それは結局のところ、両教授の論拠とされている株式会社にかんする理解の仕方——とくにそこにおける株主の所有権の解釈にあるといわなければならない。この点にかんする両教授の分析では、それぞれ自己の積極的な主張の展開は充分になされていられる。また両教授とも、一応他説への批判についても立入っていられるのである。しかし、たとえば、講師においては、教授の重大な参考文献たる我妻教授の著書（ひいてはカルネルの所論）への批判がなされていないというように、なお取り上げるべきであって論じ尽されていない問題が存在するように思われる。（一九五八年二月）